

社会福祉法人一誠会
偕楽園ホーム 訪問介護事業所
介護保険外サービス
利用契約書

偕楽園ホーム 訪問介護事業所

_____様（以下「利用者」という。）と、偕楽園ホーム訪問介護事業所（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する介護保険外サービス（以下サービスという。）に関して次のとおり契約（以下「この契約」という。）を締結するものとする。

第1条 （有効期限）

- 一 本契約の有効期限は、西暦 _____ 年 月 日から、西暦 _____ 年 月 日とします。
- 二 前項の期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、書面（「契約終了・解除申込書」）による契約終了の申し出がない場合は、本契約は1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第2条 （契約終了）

- 一 次のいずれかの理由に該当する場合、本契約は終了します。
 - ① 第1条 第二項の規定により、利用者から契約終了の意思表示がなされた時
 - ② 第3条の規定により、利用者から契約解除の意思表示がなされた時
 - ③ 第4条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 二 下記の理由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が死亡した場合
- 三 本条第一項及び第二項の場合においても、利用者は既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料を事業所に支払うものとする。

第3条 （利用者の解除権）

- 一 利用者は、本契約に定めるサービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を介助することができる。この場合は、本契約の解除希望日の7日前までに、書面（「契約終了・解約申込書」）により事業者へ通知するものとする。
- 二 利用者は、事業者が以下の事由に該当する場合、ただちに本契約を介助する事が出来る。
 - ① 不法行為を行った場合
 - ② 第8条の守秘義務に違反した場合
 - ③ 正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
 - ④ 破産した場合
 - ⑤ 上記各号の他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第4条 （事業者の解除権）

事業者は次の場合、利用者またはそのご家族等の介助者に説明を行うことにより、本契約を解除することができる。

- ① やむを得ない事情があり、利用者にたいして契約解約日の 1 ヶ月前までに理由を記載し

た文書を交付した場合。

- ② 利用者によるサービス利用料の支払いが2ヵ月以上滞納し、1ヵ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者またはそのご家族の介助者が、事業所のサービス従事者の生命・身体・財産または名誉を傷つけるなど、その人権を侵害したことにより、本契約を継続しがたい事情がみとめられる場合
- ④ 利用者またはそのご家族等の介助者と事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合

第5条 (サービス利用料金)

- 一 利用者は、事業者に対して「介護保険外サービス重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとする。
- 二 本契約に基づくサービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合、サービスは介護保険に給付対象にはなりません。したがって、提供したサービスを介護保険対象のサービスと振り替えることはできません。
- 三 サービス利用料金は、利用実績に基づいて1ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを事業者が指定する方法により支払うものとする。

第6条 (キャンセル)

利用者は、「介護保険外サービス重要事項説明書」に定めるところにより、サービスの利用をキャンセルする事ができる。

第7条 (サービス提供の記録)

- 一 事業者は、サービスの提供に関する記録をつけることとし、これを本契約の終了後2年間保管する。
- 二 利用者は、事業者の営業時間内にそのサービス事業所にて利用者に関する本条第一項の記録を閲覧できると共に、その複写物の交付を受けることができる。

第8条 (守秘義務)

- 一 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 二 事業者は、利用者の介護上その必要があり、利用者の関わる居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由により利用者またはそのご家族の個人情報を用いる場合には、予め書面(「個人情報に関する同意書」)により同意を得るものとする。

第9条 (天災等不可抗力)

- 一 契約の有効期間中、天災その他事業所の責に帰すらざる事由によりサービスの実施ができなく

なった場合には、事業所は利用者にたいしてサービスを提供すべき義務を負わない。

- 二 前項の場合においても、利用者は既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとする。

第10条（その他留意事項）

- 一 利用者及びご家族等の介護者は、本契約で定められた以外の業務をサービスに依頼することはできない。
- 二 サービスの実施に関するサービス従業者への指示・命令は、全て事業所が行う。但し、事業所はサービスの実施にあたって、利用者及びそのご家族等の介護者の事情及び意向に十分配慮するものとする。
- 三 利用者及びそのご家族等の介護者は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道・ガス・電話等の使用を、サービス従業者に無償で許可するものとする。

第11条（事故処理）

- 一 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに介護支援専門員、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 二 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 三 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第12条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者またはそのご家族等の介護者及び事業所は誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとする。

第13条（第三者機関の仲介）

利用者またはそのご家族等の介護者及び事業者双方の協議によっても、解決が困難な事態が生じた場合には、利用者またはそのご家族等の介護者及び事業者は、行政棟の第三者機関の仲介により、誠意をもってその解決に努めるものとする。

第14条（相談・苦情対応）

- 一 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 二 事業者は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

第15条（緊急時等における対応方法）

- 一 サービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

